

# 共済組合の貸付種別と利率

経理貸付係  
(082)513-4955

平成31年4月1日現在

貸付種別	資金の必要な事由	申込時提出書類	最高限度額 (万円)	最長償還回数 (回)	年利率(%) (貸付保険料を含む)
一般	物品の購入等臨時に資金を必要とする場合 * 借金返済, 生活費充当は非該当 * 貸付後2年間は借換えできない	1 共通書類(以下同じ) ①貸付申込書 ②貸付借用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書 ⑤直近の給料明細書の写し	200	120	1.32
特別	再任用組合員及び育休任期付組合員が物品の購入等臨時に資金を必要とする場合 * 借金返済, 生活費充当は非該当 * 貸付後2年間は借換えできない	2 貸付金額(一般貸付けの借換えの場合は送金額)100万円以上の貸付けについては, 必要額を確認できる書類(契約書, 注文書, 請求書, 領収書等の写し)【見積書不可】 3 辞令の写し(特別貸付けのみ)	給料月額×3/10× 残任期月数 (200万円以内)	残任期月数の範囲内	1.32
教育	組合員, 被扶養者又は被扶養者でない子, 孫, 兄弟姉妹が学校教育法規定の高等学校, 高等専門学校, 専修学校, 各種学校又は大学等に入学・修学するため資金を必要とする場合 * 入学又は就学するための資金とは…貸付日から1年以内に必要とする臨時的費用のこと	1 共通書類 2 合格通知書の写し又は在学証明書 3 必要額を確認できる書類 ①学校関係: 納付書, 納入通知の写し等費用が確認できる書類 ②その他: (契約書, 注文書, 請求書, 領収書等の写し)【見積書不可】 4 団信加入申込書(加入する場合)	550	250	1.32
医療	組合員, 被扶養者又は被扶養者でない配偶者, 子, 孫, 兄弟姉妹, 父母が医療を受けるため資金を必要とする場合 * 医療を受けるための資金とは…医療機関に支払う費用のほか, 療養のために要する諸費用(付添料, 通院費, 日常諸雑費等)のこと	1 共通書類 2 医師の診断書	120	110	1.32
結婚	組合員又は子が結婚するため資金を必要とする場合 * 申込期間…結婚予定日以前又は結婚日以後各6か月以内	1 共通書類 2 結婚式場の挙式申込書の写し又は結婚の事実を証明できる書類 3 必要額を確認できる書類(披露宴等の見積書(内金の入金の確認でき, 担当者印のあるもの)の写し又は請求書の写し)	200	120	1.32
災害	組合員又は被扶養者が, 非常災害を受けたため資金を必要とする場合 * 申込期間…災後3か月以内	1 共通書類 2 リ災証明書	200	120	0.99
葬祭	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者, 子, 孫, 兄弟姉妹, 父母の葬祭(葬儀, 法事等の行事又は墓地の取得及び墓石の建立)を行うため資金を必要とする場合 * 申込期間…葬儀, 法事等の行事は死亡日から2か月以内, 墓地の取得及び墓石の建立の場合は死亡日から1年以内	1 共通書類 2 死亡の事実及び続柄が確認できる書類 (死亡診断書, 埋葬許可証の写し及び住民票の写し等) 3 必要額を確認できる書類 (契約書, 注文書, 請求書, 領収書等の写し)【見積書不可】	200	120	1.32
住宅	組合員が自己の用に供するための住宅の新築, 増築, 購入, 修理又は敷地の購入等をするのに資金を必要とする場合 * 投資, 賃貸を目的とする住宅の建築, 敷地の購入等は非該当	1 共通書類 2 申込書の一覧表に記載の書類 3 団信加入申込書(加入する場合)	1,800	360	1.32

貸付種別	資金の必要な事由	申込時提出書類	最高限度額 (万円)	最長償還回数 (回)	年利率(%) (貸付保険料を含む)
住宅 災害	組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が非常災害等により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合	1 共通書類 2 申込書の一覧表に記載の書類 3 リ災証明書等 4 団信加入申込書(加入する場合)	給料と組合員年数に応じて異なる 1,900	360	0.99
介護 住宅	介護の必要な人に配慮した構造を有する住宅及び介護機器の設置をするため資金を必要とする場合	1 共通書類 2 申込書の一覧表に記載の書類 3 在宅介護対応住宅の新築等に係る申込書 4 業者のバリアフリー対応住宅の証明書等 5 団信加入申込書(加入する場合)	300	360	1.06
高額 医療	組合員又は被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合	1 共通書類 2 請求書又は領収書等の写し	高額療養費 相当額の 範囲内	高額療養費 支給時に 一括控除	無利息
出産	貸付日が出産予定日まで2か月以内の組合員又は被扶養者が費用を必要とする場合	1 共通書類 2 母子健康手帳の写し 3 医師等の証明書	出産費又は 家族出産費 相当額の 範囲内	出産費又は 家族出産費 支給時に 一括控除	無利息
	妊娠4か月以上の組合員又は被扶養者で医療機関等へ一時的な支払が必要となった場合	1 共通書類 2 母子健康手帳の写し 3 医師等の証明書 4 請求書又は領収書の写し			

【貸付利率】 基準利率に応じた変動利率。

【申込方法】 上表の「申込時提出書類」を当支部に提出。

※ 提出書類の様式は、「福利厚生事務の手引」又は当支部のホームページ「様式ダウンロード集」を参照。

【申込締切日、貸付日】

毎月20日申込締切(必着)。※ 特例により締切日が異なる場合があります。

審査の結果問題がなければ、翌月22日に貸付け。

〔申込締切日(20日)が、県の休日の場合はその翌日。貸付日(22日)が金融機関の休業日の場合は、翌営業日〕

【貸付けの制限】 次の場合は、貸付けを受けることができません。

- ① 生活費や、他の借金(クレジットでの購入代金を含む)の返済に充てる場合。
- ② 組合員期間が6か月未満の場合。
- ③ 既貸付日の属する月の初日から起算して2年を経過する日までの間。(一般貸付け及び特別貸付けのみ)
- ④ 共済組合の他の貸付けを含めた毎月の償還金額が給料月額(ボーナスの償還金額については給料月額の10分の6を超える場合)の10分の3、ボーナスの償還金額については給料月額の10分の6を超える場合。
- ⑤ 申し込んだ貸付種別と同一種別の貸付けについて、未償還元金があるとき。(借換えを除く)
- ⑥ 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金と申込金額の合計が700万円を超える場合。
- ⑦ 共済組合・互助組合・金融機関等への年間返済額が、給料月額の4.8倍を超える場合。
- ⑧ 現に給与の差押えを受けている場合及び貸付保険事故者等、貸付制限事由に該当する場合。

【申込みできる金額】

貸付日以降に支払う金額の範囲内で、10万円単位(10万円未満切捨て)です。

ただし、一般・特別・教育・結婚・葬祭貸付けの場合は、支払日から概ね1か月以内に貸付申込書類を提出し、共済組合で受け付けたものも含まれます。

詳細は、「福利厚生事務の手引」又は当支部のホームページ「手続きナビ-資金をかりる際の手続き」  
(<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/shikin/index.html>)

を参照してください。

お問い合わせは、公立学校共済組合広島支部 経理貸付係まで

**注意!!** 多重債務等に陥るケースが発生しています。計画的なご利用をお願いします。

※一般財団法人広島県教育職員互助組合加入の方は、「共済/互助のしおり」46ページもご確認ください。